

千葉県報

号外
令和8年9月29日

主要目次

規則

○ 調理師法施行細則の一部を改正する規則

一

規則

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第五十一号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和三十四年千葉県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記第六号様式中

本	
籍	

を

「本籍地都道府県（日本の国籍を有しない者にあつては、国又は地域）」

に改める。

本籍地都道府県（日本の国籍を有しない者にあつては、国又は地域）」	

別記第七号様式中「本籍地」を「本籍地都道府県（国籍等）」に改め、同様式の注を次のように改める。

注

- 1 添付書類 戸籍謄本又は戸籍抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、別に指定する書類）
- 2 日本の国籍を有しない者にあつては、本籍地都道府県（国籍等）欄にその国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号ロに規定する地域を記載すること。

別記第八号様式その一中「本籍」を「本籍地都道府県（国籍等）」に改め、同様に注として次のように加える。

注

注 日本の国籍を有しない者にあつては、本籍地都道府県（国籍等）欄にその国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号ロに規定する地域を記載すること。

別記第九号様式その二中「又は失踪」を「又は失踪」に改め、

「死亡」が「死亡」に改め、「死亡」が「死亡」に改め、

「死亡」が「死亡」に改め、「死亡」が「死亡」に改め、

注

- 1 添付書類 戸籍謄本又は戸籍抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、別に指定する書類）
- 2 上記2の本籍地都道府県（国籍等）については、日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号ロに規定する地域を記載すること。

別記第九号様式中「本籍」を「本籍地都道府県（国籍等）」に改め、同様に注として次のように加える。

次に「（日本の国籍を有しない者にあつては、別に指定する書類）」を加える。

- 別記第九号様式の注に次のように加える。
- 3 日本の国籍を有しない者にあつては、本籍地都道府県（国籍等）欄にその国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号ロに規定する地域を記載すること。

報 告 県 千 葉 号外第57号				令和8年9月29日（火曜日）	
別記第十号様式中「本 籍」や「本 籍 地 都道府県（国籍等）」に改め、同様式の注を次のように改める。 注 1 免許証を破り又は汚した場合、当該免許証を添付すること。 2 日本の国籍を有しない者にあつては、本籍地都道府県（国籍等）欄にその国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号ロに規定する地域を記載すること。 「本 籍 地 都道府県（国籍等）」に改め、同様式に注として次のように加える。 別記第十一号様式中「本 籍」や「本 籍 地 都道府県（国籍等）」 注 日本の国籍を有しない者にあつては、本籍地都道府県（国籍等）欄にその国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号ロに規定する地域を記載すること。 附 則 （施行期日） 1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。 （経過措置） 2 この規則の施行の際現に備えている改正前の調理師法施行細則別記第六号様式による調理師名簿については、改正後の調理師法施行細則別記第六号様式によるものとみなす。 3 この規則の施行前に、改正前の調理師法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。					

購読料 本号 一部 六円

発 行 者 千 葉 市 中 央 区 市 場 町 一 番 一 号 千 葉 県
購読申込先
〇四三（二二三）二六五八